

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市庶務事務システム更新業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続きを実施する。

令和6年9月30日

東松島市長 湿美 嶽



1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

(債) 令和6年度東松島市庶務事務システム更新業務

(2) 業務の目的

現行の東松島市庶務事務システムが令和7年3月に利用ソフトウェア及びハードウェアのサポートが終了することから、本システムの更新を行うもの。

なお、システム更新にあたっては、既存の財務会計システム及び人事給与システムとの連携を維持するとともに、システムを利用することにより業務担当者の負担軽減及び業務の最適化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「(債) 令和6年度東松島市庶務事務システム更新業務仕様書」による

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日

ただし、契約締結の翌日から令和7年3月31日までの期間は、システムの構築や仮稼働のための期間とし、システム本稼働期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの60か月とする。

(5) 提案額の上限

45,209,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。以下同じ）

(内訳)	令和6年度	0円
	令和7年度	9,041,800円
	令和8年度	9,041,800円
	令和9年度	9,041,800円
	令和10年度	9,041,800円
	令和11年度	9,041,800円

※この金額は契約予定価格を示すものではなく、本プロポーザルにおける企画内容、提案規模等の上限額を示すものであり、提案価格はこの額を越えてはならないものとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項すべ

てを満たす者でなければならない。

- (1) 東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であること。
- (2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (3) プロポーザル方式により契約しようとする業務への参加資格申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 第1号における入札参加資格申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
 - ア 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算の申立て
- (6) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、第2号の規定並びに国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第2条第1項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
- (7) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）の別表1に該当していないこと。
- (8) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年間において、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を認証取得していること、又はプライバシーマークが付与されていること。
- (11) 当該システムの緊急対応が必要な場合、迅速に訪問対応できる体制を有すること。

3 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、「(債) 令和6年度東松島市庶務事務システム更新業務簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出書類を提出期限までに提出すること。